

〈三春まちなか寺子屋〉

和算の講座第2弾

歴史に触れながら教養も身につく和算の講座第2弾。今回は年4回夏・冬・春休みにあわせて開催します。

1回のみ参加も可能ですのでお気軽にご参加ください。

開催日時

龍隠院

7月21日(土)

田村大元神社

8月11日(土)

巖島神社

12月22日(土)

高木神社

平成31年3月30日(土)

※いずれも午前10時から午後0時まで。

集合場所

当日は各回の寺院・神社にお集まりください。(第3回と第4回は、希望者を対象に三春駅および三春町役場から送迎します。)

集合時間 午前9時50分

募集人員 各回30名程度

参加費

大人1,000円/1回

高校生以下500円/1回

講師 五輪教一

申込・問

(株)三春まちなづくり公社

観光部

☎62・3690

井戸水の水質検査をしませんか

町では、井戸水・引き水を利用している皆さんが、衛生的で安全な飲料水を飲用できるよう、水質検査のあっせんをしています。

検査の種類と項目

検査項目

一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素および亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(TOC)、pH値、味、臭気、色度、濁度

▼検査料金 7,000円(税込み)

▼「亜硝酸態窒素」「硝酸態窒素および亜硝酸態窒素」とは

家畜のふん尿や窒素肥料、生活排水や下水中の窒素を含む化合物が、土壌などの中で変化してできる物質で、井戸水からは高い頻度で検出されています。

「硝酸態窒素および亜硝酸態窒素」は多量に摂取すると、乳幼児にメトヘモグロビン血症(酸素欠乏症)を起こす恐れがあることから10mg/L以下に基準値が定められており、従来から検査項目にありましたが、これとは別に、「亜硝酸態窒素」単独で低濃度でも影響があることが分かっていたため、平成26年4月に「亜硝酸態窒素」の基準値が定められ、人に影響を及ぼさない値として0.04mg/L以下とされています。



申込方法

役場窓口にて備え付け申込書により、お申し込みください。

また、町のホームページで申込用紙をダウンロードすることができ、必要事項を記入のうえ、郵送による申込みも可能です。

なお、電話での申込みはできませんのでご注意ください。

検査方法

申し込みいただくと、町から検査機関名および採水日を文書にてご連絡いたします。検査機関がご自宅を訪問して蛇口などから採水し、検査結果が分かり次第、検査機関より直接報告されます。

なお、検査料金のお支払いは、採水時に直接検査機関にお支払いください。

放射性物質検査について

現在、県が飲用井戸水の水質検査を行っています(検査料金無料)。

町で検体を取りまとめ、県に依頼しますので、検査を希望される場合は、事前に担当までご相談ください。

▼問 住民課 生活環境グループ

☎62・2147

FAX 62・5155